

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第1部門第1区分
 【発行日】令和6年8月28日(2024.8.28)

【国際公開番号】WO2023/112339
 【出願番号】特願2023-567507(P2023-567507)

【国際特許分類】
 A 2 4 F 4 0 / 6 0 (2 0 2 0 . 0 1)
 A 2 4 F 4 0 / 5 3 (2 0 2 0 . 0 1)

【 F I 】
 A 2 4 F 4 0 / 6 0
 A 2 4 F 4 0 / 5 3

10

【手続補正書】
 【提出日】令和6年6月13日(2024.6.13)

【手続補正1】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0001
 【補正方法】変更

【補正の内容】
 【0001】

20

本開示は、エアロゾル生成装置及び情報表示装置に関する。

【手続補正2】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0005
 【補正方法】変更
 【補正の内容】
 【0005】

本開示の目的は、ユーザが操作部を所定時間継続して押下する操作を行う場合に、所定時間のうちの操作部を継続して押下すべき残り時間をユーザに認識させることを可能とすることにある。

30

【手続補正3】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0006
 【補正方法】変更

【補正の内容】
 【0006】

本開示の一態様によれば、電力の供給を受けて、エアロゾル源を加熱する加熱部と、自装置に関する情報を表示するための表示部と、ユーザにより押下する操作が行われる操作部と、エアロゾル源の交換後に操作部を所定時間継続して押下する操作を行うべきことを表す第1の表示要素を表示部に表示するように制御し、ユーザにより操作部を継続して押下する操作が行われた場合に、第1の表示要素を、押下する操作が継続している時間に応じて変化させながら表示部に表示するように制御する制御部とを備える、エアロゾル生成装置が提供される。

40

【手続補正4】
 【補正対象書類名】明細書
 【補正対象項目名】0008
 【補正方法】変更

【補正の内容】
 【0008】

50

本開示によれば、ユーザが操作部を所定時間継続して押下する操作を行う場合に、所定時間のうちの操作部を継続して押下すべき残り時間をユーザに認識させることが可能となる。

【手続補正 5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0010

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0010】

以下、添付図面を参照して、本開示の実施の形態について詳細に説明する。

10

【手続補正 6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0099

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0099】

[他の実施の形態]

以上、本開示の実施の形態について説明したが、本開示の技術的範囲は前述した実施の形態に記載の範囲に限定されない。前述した実施の形態に、種々の変更又は改良を加えたものも、本開示の技術的範囲に含まれることは、特許請求の範囲の記載から明らかである。

20

【手続補正 7】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0102

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0102】

前述の実施の形態においては、本開示をエアロゾル生成装置10に適用した場合について説明したが、これには限らない。本開示は、ユーザにより押下可能な操作ボタンと、自装置に関する情報を表示可能なディスプレイとを有する機器であれば、如何なる機器にも適用可能である。特に、本開示は、所定要因が発生した場合にその所定要因を解除するために所定作業を行うべき旨をディスプレイに表示する機器に適用可能である。ここで、所定要因は、自装置で用いる消耗品の残量が閾値以下になったことであってよく、所定作業は、その消耗品の交換作業であってよい。実施の形態1のカプセル30及び実施の形態2のカートリッジ20は、この消耗品の一例である。或いは、所定要因は、自装置の部品が故障したことであってよく、所定作業は、その部品の交換作業であってよい。なお、この機器は、情報表示装置の一例である。

30

40

50